

令和7年度 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み事項

当院では看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資することを目的として計画を策定し、これに基づき以下の取り組みをしております。

1. 看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の勤務状況の把握等

①夜勤に係る配慮（変則2交替）：勤務後の暦日の休日確保、休憩時間の確保

(2) 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議

①会議：年6回

②職種：医師・看護師・薬剤師・理学療法士・臨床検査技師・放射線技師・事務職・栄養士・臨床工学士

(3) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画、取組事項の公開

①年1回、計画を見直し、職員に対して周知

②院内掲示、及びホームページに公開

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

(1) 業務量の調整

①時間外労働の削減を目指した業務量の把握、及び効率化を図るための業務改善

(2) 看護職員と多職種との業務分担

①薬剤師：定期・臨時処方や持参薬の再調整後のセット

②理学療法士等：リハビリ出療の患者送迎

③臨床検査技師：検体の搬送

④臨床工学士：医療機器の使用説明・設定変更

⑤事務職（医事課）：看護必要度のチェック漏れの確認

⑦放射線技師：検査後の患者送迎

⑧栄養士：食事選択の相談、アレルギーの聞き取り

(3) 看護補助者の配置

①ナースエイド：日常生活援助の実施、院内デイケアの対応

②ナースクラーク：事務的業務

(4) 多様な勤務形態の導入

①個々の状況に応じた勤務選択、及び希望に配慮した勤務表作成

(5) 妊娠・子育て中、介護中の職員に対する配慮

①夜勤の免除、休日勤務の制限、配置部署の配慮、育児のための休業、短時間勤務制度、子の看護休暇制度、介護のための休業

(6) 夜勤負担の軽減

①夜勤従事者の増員（3～4人）

②月の夜勤回数の上限設定

3. 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

(1) 11時間以上の勤務間隔を確保

(2) 夜勤の連続回数は2回以内

(3) 暦日の休日確保、夜勤翌日の休暇

(4) 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫